

特別支援教育の推進

教育庁都立学校教育部
教育庁指導部

東京都の特別支援学校・特別支援学級等

都立特別支援学校

視覚障害教育部門 (4校)

聴覚障害教育部門 (4校)

肢体不自由教育部門 (18校)

知的障害教育部門 (43校)

病弱教育部門 (5校)

区立特別支援学校

知的障害 (1校)

肢体不自由 (1校)

病弱 (3校)

★国立特別支援学校

★私立特別支援学校

区市町村立小・中学校 特別支援学級等

(固定級)

知的障害 (1,793学級)

肢体不自由 (15学級)

病弱 (6学級)

自閉症・情緒障害 (268学級)

(通級による指導)

弱視 (11学級)

難聴 (62学級)

言語障害 (205学級)

情緒障害等 (31,435人)

★令和3年度から、都立高校(都立中等教育学校後期課程を含む)において特別支援教室を設置

固定級 : 小学校又は中学校で、教育上特別の支援を必要とする児童・生徒について、担任を置き学級として編制する。

通級指導 : 通常の学級に在籍する児童・生徒が週当たり8単位時間(小45分、中高50分)を上限に、自校又は他校で特別な指導を受ける。

都立特別支援学校について

都立特別支援学校数等〔令和5年度〕

■ 学校数等：58校、13,700人(幼・小・中・高・専攻科の計)

障害種別	学校数	幼児・児童・生徒数
視覚障害	4校	208人
聴覚障害	4校	623人
肢体不自由	18校	2,062人
知的障害	44校	10,679人
病弱	5校	128人

※ 複数の障害教育部門を併置する学校（16校）については、それぞれの障害種別でカウントしている。

特別支援学校への通学保障（R5.5.1現在）

■ スクールバス等の運行

種類	運行台数
スクールバス	578台
医療的ケア児専用通学車両	89台

■ 寄宿舎の設置

舎数	定員	利用者数
5舎	214人	102人

知的障害特別支援学校の在籍数の増への対応

- ・ 知的障害特別支援学校の在籍者数は、これまで一貫して増加傾向にある。
- ・ 特別支援教育推進計画に基づき、学校の新設や校舎の増改築等によって教育環境の改善を図っている。

具体的な取組

1 特別支援学校の新設（令和6年度以降新設予定:4校）

学校名	部門	開校予定	所在地
八王子南特別支援学校	知的	令和6年度	八王子市
墨田地区 第二特別支援学校(仮称)	知的	令和9年度	墨田区
北多摩地区 特別支援学校(仮称)	知的	令和9年度	東大和市
戸山地区学園 特別支援学校(仮称)	肢体不自由 知的	令和14年度 以降	新宿区

2 既存校舎の増改築・改修

3 通学区域の調整

教室の間仕切りや特別教室等からの転用を解消し、
教育環境の充実を実現

東京都特別支援教育推進計画（第二期）の策定

策定の背景

平成16年11月：東京都特別支援教育推進計画策定

- ◆ 13年間の長期計画（平成16年度～平成28年度）
- ◆ 三次にわたる実施計画に基づき、全ての学校において特別支援教育を着実に推進

- 障害者権利条約の発効
- 障害者差別解消法の施行や発達障害者支援法の改正等、障害者に関する法律が整備 など

こうした障害者を取り巻く状況の変化等を踏まえ、特別支援教育を更に推進するため、平成29年2月に「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」を策定

東京都特別支援教育推進計画（第二期）

- ◆ 今後の都の特別支援教育の方向性を示す、計画期間11年間の長期計画（平成29～令和9年度）
- ◆ 併せて、具体的な取組等の内容を明らかにする5年間の第一次実施計画を策定（平成29～令和3年度）
- ◆ 基本理念
共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成
- ◆ 施策の方向性
基本理念の実現に向け、以下の方向性に沿って施策を推進

方向性Ⅰ 特別支援学校における特別支援教育の充実

方向性Ⅱ 小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

方向性Ⅲ 変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

方向性Ⅳ 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

第二次実施計画の計画期間

令和4年度から令和6年度までの3年間

共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成

特別支援学校における特別支援教育の充実

多様な教育ニーズに応える特色ある学校づくりの推進

- 知的障害特別支援学校の規模と配置の適正化
- 職能開発科の設置の推進
- スクールカウンセラー等の活用による教育相談の充実

医療的ケア児への支援の充実

- 医療的ケア児専用通学車両の運行
- スクールカンファレンスチームの設置
- 入学後の保護者付添いの短縮化



医療的ケアの様子

小学校、中学校及び都立高校等における特別支援教育の充実

障害のある子供とない子供の交流推進

- 保護者等への調査を実施し、副籍交流の新たな方策を立案・普及啓発
- 交流及び共同学習に関する実践的研究

発達障害のある子供への支援

- 特別支援教室の円滑な運営
- 在籍学級で安心して過ごせる体制の充実
- 高等学校における通級による指導の充実



交流及び共同学習の様子

変化・進展する社会に対応した特別支援教育の推進

デジタルを活用した教育活動の展開

- デジタルを活用した指導内容・方法の研究・開発
- 一人1台端末及び入出力支援機器などの購入費を支援



アートプロジェクト外展の作品

スポーツ・芸術教育等の推進

- アートプロジェクト展を実施

特別支援教育を推進する体制の整備・充実

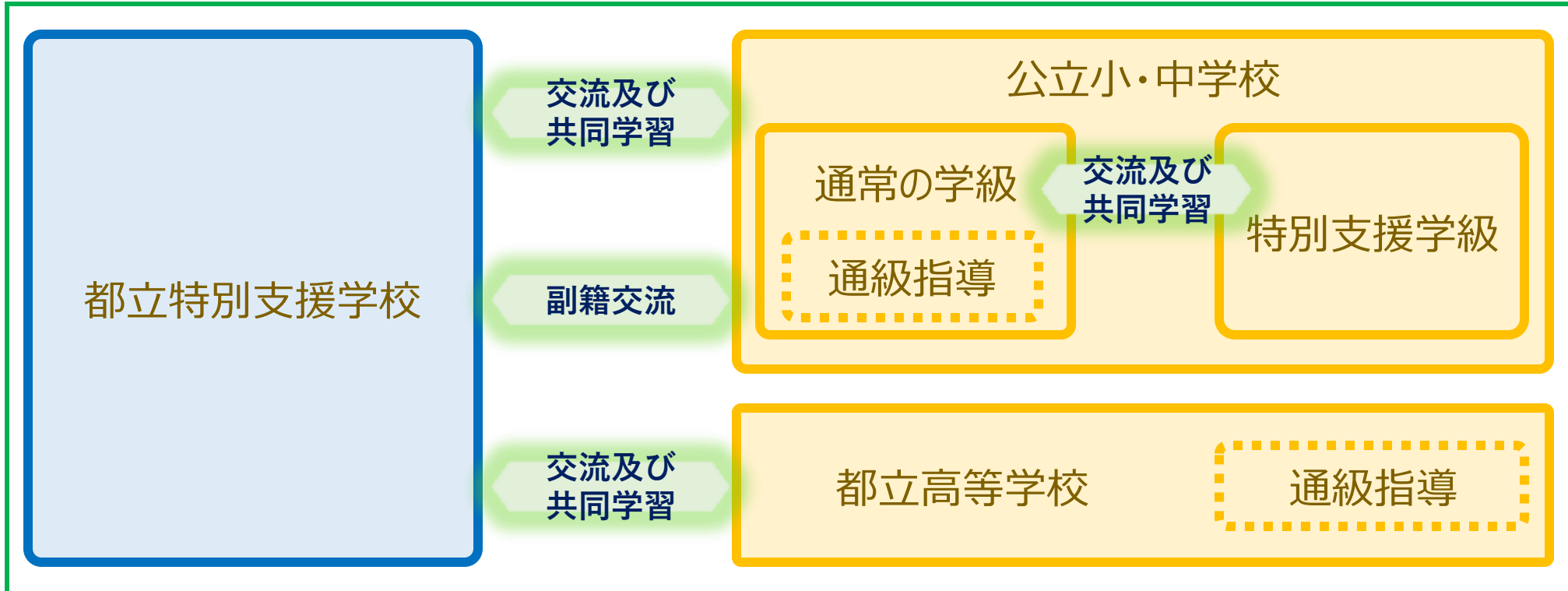
専門性の高い教員の確保・育成

- 人事異動・配置の活用による専門性の向上
- 特別支援教育に関する研修の充実

特別支援学校卒業生の職場定着支援

- 「就労移行支援チーム」による職場定着支援

多様な学びの場におけるインクルーシブな教育



交流及び共同学習

- 障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動することで、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するもの。
- 通常の学級と特別支援学級、特別支援学校と公立小・中・高等学校等、様々な場面で実施している。

副籍交流

- 都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校（地域指定校）に副次的な籍（副籍）をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。
 - ▶ 直接的な交流：地域指定校の学校行事等への参加 等
 - ▶ 間接的な交流：学校便りや学級便りの交換 等 6

交流及び共同学習の具体的な取組

- 令和2年度～令和4年度 学校におけるインクルージョンに関する実践的研究事業
 - ▶ 特別支援学級の子供が通常の学級で一緒に学ぶ際の目標設定や指導、評価方法について研究
- 令和5年度～令和6年度 交流及び共同学習拡充支援事業
 - ▶ 実践的研究事業での成果を踏まえて、より多くの地区において交流及び共同学習の実施を拡充し、更なる事例を収集

研究の視点

①発問の工夫

- 分かりやすく短い簡潔な発問
- 導入での発問は軽い発問、思考を導く際の発問は重い発問をするなど、発問の精選、分類を行いながら、意識的に発問



②ワークシートの工夫

- ワークシートを個に応じて複数種類用意

通常の学級のワークシート

かたちあそび	なまえ()
◎ かたちをよくみて、なままわけしよう。	
かたちのなまえ	
	のかたち
	のかたち
	のかたち
	のかたち
④	
ふりかえり 「なにをかたちにおぼれた」「もどかのかんがえをきけた」「じぶんのかんがえをつたえたか。なぜ、あそびのかたちをきく必要があったか。」	
わかったこと・きいたこと	

特別支援学級のワークシート

かたちあそび	
◎ かたちをよくみて、なままわけしよう。	
かたちのなまえ	
	のかたち
	のかたち
	のかたち
	のかたち
④ おおきさが ちがっていても、	
ふりかえり よくてきた できた もうすこし	
にているかたちにわけた。	◎ ◎ ◎ ◎
どもだのかんがえをきけた。	◎ ◎ ◎ ◎
じぶんのかんがえをつたえた。	◎ ◎ ◎ ◎

③指導案の工夫

- 交流及び共同学習を実施する単元において、通常の学級と特別支援学級のそれぞれの指導案を並列で作成し、評価基準や目標を設定

1 単元名 てこのしくみとはたらき

2 単元の目標 知識・技能
 ◎身の回りに、てこの規則性を利用した道具があることを理解している。
 ◎この規則性について、観察、実験などの目的に応じて、器具や機器などを選択して、正しく扱いながら調べ、それらの過程で得られた結果を適切に記録している。
 ◎身の回りに、てこの規則性を利用した道具があることが分かる。
 ◎この規則性について、観察、実験で分かったことを教師の支援を受けて記録している。
 ◎てこの規則性について見いだした問題について、予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現するなどして問題解決している。
 ◎てこの規則性について、観察、実験で分かったことを生かして予想したり、実験方法を考えたりしている。
 ◎学びに向かう力、人間性等
 ◎てこの規則性についての事象・現象に進んで関わり、粘り強く、他者と関わりながら問題解決しようとしている。
 ◎この規則性について、予想したり実験結果を見たりしながら、教師や友達と問題解決しようとしている。

3 単元の評価規準	◎ 知識・技能 ◎ 特	◎ 思考力・判断力・表現力 ◎ 特	◎ 主体的に学習に取り組む態度 ◎ 特
◎ 力を加える位置や力の大きさを変えると、てこを傾ける働きが変わり、てこが釣り合うときにはそれらの間に規則性があることを理解している。	◎ 支点、力点、作用点の言葉を覚える。 ◎ 身の回りに、てこの規則性を利用した道具があることを理解している。	◎ てこの規則性について見いだした問題について、予想や仮説を基に、解決の方法を発想し、表現するなどして問題解決している。	◎ 経験や学習したことを基に実験結果を予想している。 ◎ 予想と結果や、実験の過程から考えたことを表現している。

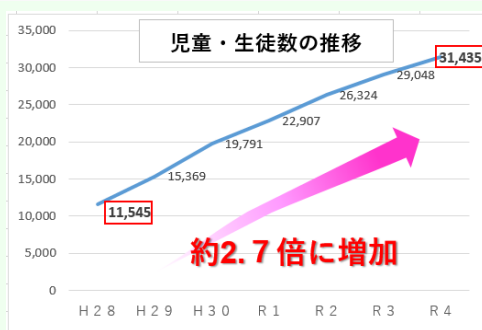
- 7 本時の指導
- (1) 目標
 ◎身の回りにあるてこが使われている道具には、全て支点・力点・作用点があり、物によって位置が違うことを理解する。
 ◎身の回りにあるてこが使われている道具には、全て支点・力点・作用点があり、物によって位置が違うことが分かる。
- (2) 展開

	学習活動	留意点 ◎ 支援 評価 ◎ 特 ◎ 主
5分	1 学習問題を確認する。 ○前時の確認、くぎ抜きで支点・力点・作用点を確認する。 T.くぎ抜きのこの部分は何か。 C.支点です。 T.では、残りの2つの点は何か。 C.力点と作用点です。 支点…支えているところ 力点…力を加えているところ 作用点…力がはたらくところ	・留意点 ◎ 支援 評価 ◎ 特 ◎ 主 ・前時を振り返り、くぎ抜きを見せながら支点・力点・作用点を確認する。 ◎てこの決まりはキーワードとして黒板に掲示しておく。 ◎前時までに支点・力点・作用点の言葉を押さえておく。 ◎発言に迷っている様子があるときは、個別に声をかけて内容を一緒に確認し、自信をもって発言できるようにする。

小中学校における発達障害教育の充実

現状や背景

○都内公立小中学校において特別支援教室（※）で指導を受ける児童・生徒数は平成28年度から約2.7倍



- 全ての公立小中学校で都独自の特別支援教室を導入
 - ☞令和3年度当初に、全校で導入完了
- これまでの指導の蓄積などを生かしつつ、
できるだけ通常の学級（在籍学級）で学べる支援策を実施

※発達障害教育を担当する巡回指導教員が各学校を巡回し、発達障害のある児童・生徒に通常の授業とは別に、特別な指導を実施（平均指導時間：週2時間程度）
（発達障害のある児童・生徒が特別な指導を本校で受け、その内容等について特別支援教室と在籍学級の教員が連携を図り、在籍学級での支援に生かすことで、児童・生徒の困難さを改善・克服）

在籍学級における支援の充実を図るとともに、教員の指導力・専門性の向上を図ることで、児童・生徒が、安心して学校での集団生活を送れる環境づくりを推進

令和3年度以降

【都の支援策】

- ④原則の指導期間や、特別支援教室と在籍学級との連携などを示した新たな運営ガイドラインを策定
- ⑤発達障害教育支援員配置補助（在籍学級での支援）
- ⑥特別支援教育コーディネーターの業務補助
- ⑦事務支援員業務補助事業
- ⑧指導事例等が共有可能なWebサイトを運用開始
- ⑨暫定措置（10：1）終了後の令和4年度以降も国の基準を上回る、児童・生徒12人に1人の都独自の教員配置基準を採用

取組の変遷

**平成28年度から
都独自の方式である
特別支援教室の導入を開始**

【都の支援策】

- ①特別支援教室専門員を導入校全校に配置
- ②臨床発達心理士等を導入校全校に派遣

導入校全校対象に実施

**平成30年度当初に
全小学校で導入完了**

困難さを改善し、在籍学級で安心して学べる環境が必要

**令和2年度から
都の巡回指導を開始**

【都の支援策】

- ③都の巡回運営指導員が学校を直接巡回し、様々に助言

**令和3年度当初に
全中学校で導入完了**

教員の指導力や専門性の更なる組織的な向上が必要

都立高校における発達障害教育（通級による指導等）

発達障害のある生徒の悩みや困りごとの例

- 対人関係やコミュニケーションが苦手
- 注意散漫で一つのことに集中できない。
- 勉強で「読み」「書き」「計算」など特定のことが苦手
- 興味や関心が特定のことに偏ってしまう。
- 落ち着いていることができない、衝動的に行動してしまう。
- 特定のことが苦手

等

全ての都立高校において、発達障害のある生徒が特別な指導・支援を受けられる環境を整備

背景等

- 特別支援教室で指導を受ける児童・生徒が増加
- 中学校で指導・支援を受けていた生徒が、都立高校にも進学
※発達障害の可能性のある都立高校の生徒数 4,400人、全生徒数の3.4%に相当（令和3年度実施の調査結果より）

これまでの取組等

- 1 コミュニケーションアシスト講座**（H28年度試行・H29年度～）
民間のノウハウ等を活用し、土曜日等に学校外で、都立高校に在籍する、発達障害のある生徒に対して特別な指導・支援を実施（グループ指導が基本。予め用意されたメニューの取組を生徒の特性に応じて実施）

年度	参加者数	学校数
H29	155人	67校
H30	183人	81校
R1	201人	78校
R2(※)	162人	73校
R3	209人	90校
R4	198人	83校



(※) 感染症の影響により、一部講座未実施

- 2 パイロット校における通級による指導**（H30～R2年度）

※ 学校教育法施行規則の改正により、平成30年度から、高校においても、通級による指導が実施可能

都立高校1校（秋留台高校）で、通級による指導に係る検証を実施（個別指導を基本に、個に応じた内容できめ細かく指導）

➔ 校内支援体制の強化や専門性の高い人材の確保などが重要



漢字の形を正しく認識することに困難を抱えている生徒に、漢字を拡大して提示し、書字の練習をしている様子

R3年度以降の新たな取組

- (1) 全都立高校へ通級指導の仕組みを導入（R3年度～）**

発達障害のある生徒が、自分の通う高校で通級による指導を希望した場合に、必要な指導を行える仕組みを全都立高校へ導入【指導体制】

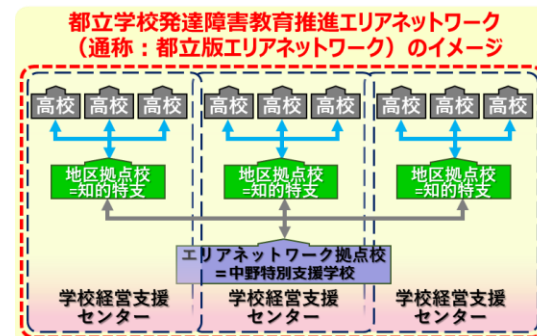
在籍校の教員と、発達障害のある生徒への指導経験のある外部人材とが、チームティーチングの形式で指導

時点	実施校数（課程数）	生徒数（※）
R3年度1学期	10校（10課程）	35人
R3年度2学期	21校（21課程）	69人
R3年度3学期	25校（26課程）	81人
R4年度1学期	27校（27課程）	82人
R4年度2学期	40校（40課程）	128人
R4年度3学期	41校（41課程）	134人
R5年度1学期	42校（42課程）	123人
R5年度2学期	47校（49課程）	157人

(※) 判定委員会で当該期間の通級指導が適していると判定された生徒

- (2) エリアネットワークの開始（R4年度～）**

高校の発達障害教育を推進するため、経験やノウハウを有する特別支援学校が高校を支援するネットワークを構築



医療的ケア児専用通学車両

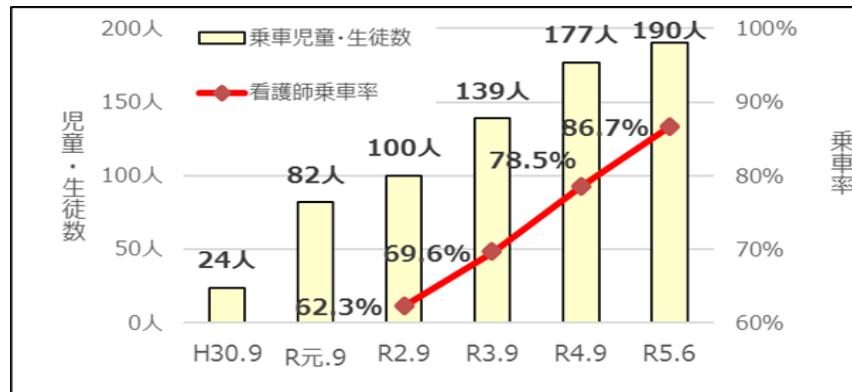
1 実績の推移

H30より、都立肢体不自由特別支援学校において、看護師が同乗する医療的ケア児専用通学車両を運行

R4より、都立知的障害特別支援学校においても、モデル事業として運行開始

乗車児童・生徒数は、運行開始当初の24人(H30.9)から**190人(R5.6)**に増加

看護師乗車率は、調査開始時の62.3%(R2.9) **86.7%(R5.6)**に増加



2 看護師不足の課題への対応

学校看護師同乗率の更なる増加に取り組んでいる。

① 看護師が専用通学車両に乗車した際の報酬単価の引上げ

- ・ R4より、登校便：時給3,600円(R3：3,100円)、下校便：時給2,900円(R3：2,500円)に引上げ

② 看護師の勤務形態の多様化

- ・ R4より、従来の非常勤看護師（週19時間以下勤務）とは別に、週31時間勤務（週4日・一日7時間45分勤務）の職を新設
- R5からは、登校便と下校便の両方に乗車する際の日給を新設

③ 校内での介護福祉士等によるケアの推進

- ・ R4より、従来から配置している学校介護職員のケア実施を一層推進するとともに、ケアを専門に実施する「医療的ケア専門員」職を新設
- ⇒ 校内の看護業務を縮減し、在職中の看護師の専用通学車両乗車を促進

保護者付添い期間の短縮化

1 付添い期間の短縮化事業の実施

都立特別支援学校では、健康観察等のケア実施に向けた手順を入学前から行うなど、

医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化を令和5年度から都立特別支援学校全校で実施

- 入学前の準備期間を十分に確保できるよう、区市町村教育委員会に対し、就学相談の早期化等、本事業への協力を依頼
- 児童発達支援事業所、保育所等の協力を得て、健康観察、ケアの手技・体調不良時の対処方法の引継ぎ等を入学前から実施
- 入学後に校内のケア実施体制を速やかに構築できるよう、保護者の協力を得て、入学前から指導医検診等を実施

2 R5・小1の短縮実績

R5入学の小1・47人の付添い状況は次のとおり

- **5月末時点で付添いがなくなっているのは66.0% (31人)**

	指示書提出済 (a)	4月末		5月末	
		付添い解除 (b)	解除率 (b/a)	付添い解除 (c)	解除率 (c/a)
R5	47人	7人	14.9%	31人	66.0%
R4	59人	16人	27.1%	32人	54.2%
参考: R3	57人	4人	7.0%	14人	24.6%

- 5月末時点で保護者の付添いがなくなっていない16人中、7人は入院・体調不良が理由の児童。



【都立特別支援学校における医療的ケア児の保護者付添い期間の短縮化の概略】

※付添いの短縮化に取り組んだ上で、それでもなお付添いが続く場合、テレワークで就労継続する保護者を支援するため、R5より校内でモバイルWi-Fiルーターを貸与するとともに、モデル校にテレワークブースを設置